

防府市短期集中予防型サービス検討委員会設置要綱

平成31年3月26日制定

(目的)

第1条 防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める第1号訪問事業及び第1号通所事業短期集中予防型サービス(以下「短期集中サービス」という。)の見直しについて、広くリハビリテーション専門職等の意見を反映させるため、防府市短期集中予防型サービス検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 短期集中サービスの見直しに関すること。
- (2) 短期集中サービスの実施にあたって必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、リハビリテーションに関する専門的知識と経験を有する者(以下「リハビリテーション専門職」という。)、介護サービス事業者団体及び短期集中サービスの試行実施を行う事業者から市長が文書により依頼する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

